

会 議 録

1 会議の名称 令和7年度 第2回川根本町社会教育施設運営委員会

2 会議日時 令和8年1月28日（水）午前10時00分から午前11時55分まで

3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階会議室

4 出席した者の氏名

（1）委員

（委員長） 前田修児 （副委員長） 石山貴美夫

（委 員） 木村仁子、望月輝子、森下峯子、山下慎吾、中原康夫、前田孝一、
高田文好、山本正和、前田さとみ

（2）執行機関（事務局）

社会教育課長 向島裕人、海洋センター所長 中村慎、文化会館主幹 梶山正幸、社会教育
室主幹 平松敏浩、

5 議題

（1）予約システムの状況について

（2）資料館やまびこ条例改正について

（3）文化会館・海洋センター条例など改正について

（4）その他

6 会議資料の名称

令和7年度 第2回川根本町社会教育施設運営委員会資料

7 発言の内容

（1）開 会：進行社会教育課長

（2）教育長あいさつ：石原教育長

1月23日、B&G全国サミットに参加。青森県の六戸では「六戸学園」という学校が一昨年から開校。3階建ての全部木造校舎、そして850人の子供たちで義務教育学校をつくり、この町のオンリーワンだと書かれていた。川根本町は、2校の義務教育学校をつくり、川根本町の教育はシームレスな共育ということで先生も子供たちも、全力でやっている。光の森学園も三ツ星学園も、中身で本当に勝負していく。

そして、やはり施設というのは老朽化するし新しく変わっていく。お金もかかるが義務教育学校もそうですが、建物がどうかというよりも私たちはその建物を使ってどんな事ができるかも考える必要がある。

今日の議題も、本当にたくさんの設備で新しく変わることに、そして、変えなきゃいけないこと

もこれから出てくる。そういうところで使う人たちが、新たな文化をつくり上げていく、そのための施設利用という形で考えていただければと思います。

(3) 委員長あいさつ：前田委員長

社会教育施設はどこも老朽化というか、非常に年数がたっている施設が多く見受けられる。

その中で、課題もあると思う。また今日、皆さんに活発な意見を頂き、こうした施設を多くの住民の方に、利用してもらえるような、施設にしていきたいと思います。今日は特に条例改正等がありますので、忌憚のない御意見を頂き、この会がスムーズにできますようご協力をお願いしたいと思います。

(4) 新副委員長就任とあいさつ

前回終了後に議会からの選任で、社会教育施設運営委員会委員が中澤氏から石山氏に変更になった。新たに石山氏に副委員長をお願いしたい。

(副委員長)

議会は昨年10月から議員定数が12名から2名減、10名という形で、スタートしました。

前任の中澤委員から私が引き継ぎます。私は旧中川根時代から社会教育委員に縁があり、合併してからもしばらく社会教育委員をさせていただき、社会教育関連に親しみを感じています。

当町の公共施設については、同規模の市町と比較し、2倍以上の施設を有しています。

たくさんの施設を町が持っているということは、豊かと言えるが、人口が合併当時と比較し、約半分になり、施設を維持するための町民1人当たりの負担が増加している。

バブル時代に建設された施設が非常に多く、今後新たに斎場が建設されますが、施設がある以上、町職員は維持するために頑張るわけですが、将来を考え、複合化したり、必要に応じて減らしていくことも視野に入れ、取捨選択をしていかないと、町の財政負担を軽減する必要があることを強く訴えさせて頂き、町長にも同感を頂き、そういう方向をみんなで考えていこうということで返事を頂きました。

社会教育施設は、非常に大事な部分なので、簡単に縮小することは難しいと思いますが、利用率、そして費用対効果という事を念頭に、様々な御提案を頂きたい。

4 協議事項（委員長の議事進行）

（委員長）それでは進行を務めさせていただきます。早速ですが4の協議事項（1）の施設や管理システムの状況についてということで、事務局から説明をお願いします。

（事務局）施設管理システムの状況について【施設管理システム関係資料】別添資料P3～P6、資料の3ページから説明させていただきます。

予約システムの状況については、前回、9月26日に協議をしたものの報告となります。前回も説明しましたとおり、デジタル化された予約システムを導入することにより、手続から支払いまでの大変さを解消して利用者の方の利便性を大幅に向上させることが目的です。施設の鍵の受け取り、返却などについてはスマートロックシステムというシステムを導入することによって、利用施設において鍵の受け取りとか返却が可能となるということで前回、説明させていただきました。

使用手続、鍵の受け取りが役場に来る必要がなくなって、オンラインの申請とPayPayやクレジットカードによるオンライン決済、鍵の解錠施錠についても一部の施設で可能になるよう進めております。

前回の会議の終了後、9月末日に契約を行い、当初の予定どおり整備をして、3月から利用が可能となるよう進めているところでございます。このシステムを導入することによりまして、文化会館条例第11条において、文化会館を使用する権利は使用許可書の交付を受けたときに成立という一文があります。

資料の5ページです。こちらに条例関係があり、前回の12月議会にその理由等を説明して上程し、議決を得ているところでございます。今後は、各施設の使用様式など様式の改正も必要となってきます。

文化会館、伝統文化伝承館、社会教育施設の規則などの改正につきましては、現在、整備をしております、2月開催の教育委員会に諮って、3月から適用できるように改正をする予定となっております。

(委員長) 説明がありました。ご意見ご質問はございますか。

(委員) スマートロックシステムについて、写真が二つありますがどちらになるのですか。

(事務局) まず左側写真で鍵をあける。中にある鍵を使い解錠する写真です。

(委員長) 続いて(2) 資料館やまびこ条例の改正について説明をお願いします。

(事務局) 資料館やまびこ条例の改正について【やまびこ条例改正関係資料】別添資料P7～P10

資料の7ページを御覧頂きたいと思います。これも前回の社会教育施設運営委員会の中でご協議いただいたところでございます。

資料5から8ページをご覧ください。資料館は、来館者用に大型バスと中型バスの駐車スペースを4台分確保してあります。最近、旅行会社からアプト式鉄道、接岨峡温泉駅の利用客送迎のための一時的なバスの駐車場として、要望が寄せられております。観光振興の観点からは理解できますが、資料館としては来館者のための駐車場であり、施設利用者に支障が出ないように利用をお断りしているのが現状です。

一方で、運転手のみが施設の利用料を払って、トイレを利用するなどの対応が増加していて、施設前の道路に路上駐車するケースが見られ、地元住民からも危険だという情報が寄せられ、その対応について検討してきたところでございます。

前回協議をしていただいた結果、条例の一部を改正して、施設を目的としない大型中型については有料で駐車場を利用できるように対応したいというものでございます。

それでこちらについても12月議会に上程し、令和8年4月1日から施行することで議決いただいたところでございます。

(委員長) ご意見、ご質問はございますか。

(委員) 停められるバスの台数は変わらないですか。

(事務局) 変わりません。

(委員) 前回のときは駐車スペースがないのでお断りしていると説明を受けましたが、違うのですか。

(事務局) 今までは、資料館へ来館予約で来た場合、無料で停めていただいていた。アプト式鉄道の乗降だけで利用したいという問合せが多く、そのような場合は貸し出せないということでお断りしていたという経緯です。

(委員) トイレの問題ですけど、駐車料金を取ってトイレ利用ができることにすることは、資料館として大丈夫なのか。

(事務局) トイレの数も限られているので、それなりに時間を使って利用してもらうようになります

が、問題はありません。

(委員) 以前、聞いたのは観光客が団体でこられて、一斉にトイレを使用することで、トイレが壊れると困るから、資料館に駐車してもらって、トイレの使用はお断りしていると聞いていますが、それは違いますか。

(事務局) 団体客で、入館しないでトイレの利用についてはお断りしていました。付近に公衆トイレもあるので、そちらを使用してもらうように案内をしていました。

(委員) 1回千円ということは、1日中駐車でも構わないということですか。

(事務局) 条例の備考のところに、駐車可能時間は9時から4時半と表記しております。

(委員) 観光バスの問題というのは、資料館の先に空いたスペースがあり、そこに停めて、アプト式で降りてきた観光客がそこでバスに乗って、出発するっていうことだったと思います。

路上駐車になりますし、道路に広がって、ちょうどカーブに差ししかかるところなので危険ですし、地元の人たちにも危険なので、そこに駐車しない方がいいですが、資料館やまびこに停める事によって、今度は資料館のトイレが使用できなくなって問題だと思います。

観光会社がすぐに対応できるかも心配です。

(事務局) 各観光会社にも利用料を制定して、駐車場として使えるようになるということを、通知したところですよ。

(委員) バスを停めるのはいいですが、駅とか周辺で、お客さんを乗せるとなると、駐車場は使いましたが、乗降するのは駅前で、結局とめるのだったら、今までと環境が変わらない。駐車場に使うのであれば、駐車場にとめて、そこでお客さんも降りてもらうような話にしてあるのか。ただ置くだけだと、今までのようにその近くまで行ってそこで乗降をすると、地元の方にとっては何も変わらない状況になると思います。

(事務局) そのお知らせの中で、道路に停めると非常に危険であることを含めて今、各旅行会社には周知をしているところです。

(委員) なので乗降までそこでやってください。

(事務局) 資料館の駐車場は駅から降りてきて、正面になるので、お客様の安全を考えたらそこで乗降してもらうのが良いと思います。安全面からも、そういうような案内を徹底していくつもりです。

そもそも乗降用の駐車場ではなくて、ちゃんとバスの駐車場っていうのが、資料館の下流部にあるので、その周知も兼ねて、資料館の利用も含めて、徹底していくつもりです。

これを始めることで、動きが出てくると思いますので、対応していきたいと思っています。

(委員) 資料館は非常に中身が濃い博物館です。ここをぜひ見てほしいという意見もありますし、もう少し値段上げていいと思っています。

千円で始めるという事ですが、今後、様子を見て変えてもらえばと思います。

(委員) 20名以上で入れば、駐車料金は無料ということですよ。

(事務局) はい。この20名の基準は団体です。

(事務局) 次回の委員会で、状況を皆さんに報告します。また、皆さんからの意見を伺いながら進める方向で、変えていく場合は条例改正となります。

(委員長) これで進めてみようということによろしいですか。続いて(3)海洋センター条例改正について、説明をお願いします。

(事務局) 【海洋センター条例改正について】別添資料 P11～P15

資料の 11 ページ、海洋センター条例の一部を改正する条例についてです。

目的、理由としては、令和 7 年度企業版ふるさと納税として、田村駒株式会社様からカヌー 30 艇、サップ 50 艇を納税いただき、これを活用するためであります。

艇を有効に活用するには、貸出しをして多くの方に使っていただきたいところですが、現在、海洋センターには備品等の使用条例が無いため、令和 8 年 4 月から活用できるよう、使用料に関する条項を整備するものです。

概要は、要綱で別表を別表第 1 及び別表第 2 に改め、カヌー、サップ共、一艇当たり 1 日につき 2,000 円で貸し出そうというものです。

14 ページ 15 ページにあります、川根本町カヌー等の借用に関する規定を作り、安全に活用するため、借用条件を定めたところです。第 3 条で借用する者は、海洋センターの開催する安全技術講習を受講しなければならないとしておりますが、センターの指導員または、日本レクリエーションカヌー協会や日本サップ指導者協会、日本スタンドアップパドルボード協会の公認指導員有資格者で講習受講した者の指導管理のもとで、舟艇を使用する者についてはこの限りではないということにしております。

一般の方は、海洋センターが開催する安全基準講習を受けていただき、講習は、2 の (3) でプールでの講習と座学を受講して水上安全実技や注意事項での各 1 時間、受講後に、受講証を発行して、1 日 2,000 円で貸出しをする方法を考えております。

舟艇管理の観点から、海洋センターに保管をすることにしており、海洋センターから自力で運搬すること、返却予定時刻をセンターのほうに連絡すること等を定めています。

使用料にはライフジャケットやパドルも含まれており、ライフジャケットの着用は必須として、多くの方に使っていただきたいと考えております。

(委員長) 説明がありました。ご意見ご質問はございますか。

(委員) レンタルするに際し、講習を受けることになっていますが、講習と貸し出しは、もう既に行われていますか。

(事務局) 4 月 1 日以降を予定しております。

(委員) この料金設定は、せきさんこんきょがありますか。例えば他では半日で 5,000 円から 1 万円ぐらいするようですが、いかがですか。

(事務局) 通常レンタルする場合っていうのは、その費用の 100% を受益者負担が基本です。ただし、今回は寄付を受けたカヌーとサップを使用することから、取得費用はかかっていません。

料金設定はレンタルに係る人件費、職員 1 人分の時間単価が給料表から出ます。カヌー等は減価償却期間が 5 年です。5 年間の間に、海洋センターの実績で、年間 20 回程度の利用があり、これらを勘案して計算しますと、1 時間当たりの使用料が 2,000 円となります。

(委員) 町は、このレンタル費用で、資産を回収していくのですか。

(事務局) レンタル費用というよりも、講習会や艇の運搬も含めての時間を基準にしています。

(委員) 講習会の 1 時間相当の料金はかからないのですか。

(事務局) 職員の活動時間というのをを出しており、レンタル料金に講習料も含めて計算しています。

(委員) 分かりました。レンタルする人は事前に講習を受けるということですか。

(事務局) そうです。資格を持っている方も初回は受講していただきます。

(委員) レンタルを希望する人は、レンタル当日ではなく事前に講習を受けなければならないですね。

(事務局) そうです。次回以降は料金を払って貸出しをするだけになります。講習を受けてもらう理由は、安全に使っていただくため、湖の危険な場合や立入禁止区間、風が強くなって帰ってこれない場合の対処法などを知ってもらうためです。

(委員) 座学と実技は1日で受けられますか。

(事務局) 受けられます。別日にすることもできますが、海洋センターの都合に合わせてもらいます。

(委員長) 受講の証明は出ますか。

(事務局) 証明書を発行します。

(委員) 風速何メートル以上あれば、湖面利用ができなくなるルールを管理所で決めてもらえればよいと思います。

(事務局) 湖面利用協議会という会議があります。協議会にはダム管理所も入った会議で、そこで湖面利用ルールを決めています。また、利用する時は海洋センターでレンタルして、ダム管理所にも河川使用の届けを提出する必要がある、そこでも注意事項の説明があります。

そういう状況のときはゲートの鍵を貸さないとか、ルールも利用者にはちゃんと説明していただいています。

(委員) あくまでもレンタルなので、経験者が1人付けなかったら貸さないという方が正解だと思いますけど、そうすれば、今日は、風が強いので利用できませんとかの判断が出来ると思います。

(事務局) 艇のレンタルなので、貸出に人は付けません。

(委員) 一般的にボートでも何でもそうだけど、民間だと講習や、2時間程度乗れば大体1万円します。それが公共だから2,000円は分かるけど。だったらもう民間ではやれなくなる。そこに必ず人がついたほうが安全だし、人がつかなきゃ貸しませんよっていう状況をつくってあげて、その分金額を上げたほうがよいと思う。

(事務局) 人が付く教室は別に行っています。人件費の単価を上げて、使用料の根拠を付ければ上げることは可能ですし絶対ではないので、そういう御意見頂ければそこは調整できると思います。

(事務局) 今回は、あくまでも自己責任でレンタルし、使用料をとるためのものを条例で定めます。

(委員) 自己責任はいいけど。死亡したときは、貸出した側は何も補償をしなくてもよいのか。

(事務局) 総合賠償で対応しますけど基本的には自己責任になります。職員がついてやる教室については料金設定をしてやっていますが、これはあくまでもレンタルということで、使用料条例の中の金額の設定です。そのために利用規則を定めて安全性を確保しています。

(委員) 子供たちがやってもその金額だという説明だった。

(事務局) パドルスポーツ教室だと町民の方が、大人が1,000円の小中高校生までは500円。2時間ほどやっています。町外の方は、ボーイスカウトとか、高校の部活とかは、教育に関係するような子供たちだったりすると。大人が1,500円。子供が750円という料金設定です。

(事務局) 海洋センターでは町外者の教室は実施していません。そのような方たちは、エコティかわねさんを紹介していました。

(委員) やりたいと言う需要はありますか。

(事務局) まだわかりません。20回くらいはあると考えています。

(委員) 水上バイクは入って利用できますか。

(事務局) 水上バイクは、全面禁止となっています。その他、モーターボートの利用者はカヌーやサ

ップの利用者がいる場合は、奥の方で利用するようなルールになっています。

(委員) 座学の中で、必ず傷害保険に加入していただくように、説明をしてください。

(事務局) 規程には記載しています。

(委員) 事故、故障とかのお話が出ていたと思いますけれども、あくまで利用者の自己責任だと記載するのと海洋センター側には責任がないということを規約の中に記載しなくてよいのか。

何年か前に事故がありました。何かあったときの責任の所在っていうことを考えると、その辺りも規約の中で記載されたほうがよいのではないかと思います。

(事務局) 他市の規約を参考に作成しています。本当に大事なことなので、検討させていただきます。

(委員) 私はパラグライダーやカヌーのインストラクターを数十年やってきました。やはりその責任問題っていうのは、サービスを提供する側からはプレッシャーがある話ですけども、やはりその中で、よく言われたのは、我々は責任を負いませんというのを文章にしても実際裁判になるとそれは通用しません。結局、責任が問われます。確かに自己責任ですけども、こちら側の責任も当然あるわけですので、簡単に明文化できるものではないと思います。

(事務局) 最終的に責任は、明確に記入しておく必要があると思います。

職員については総合賠償という形で加入している。裁判になる場合も、それで対応していくしかないですが、基本的なところをしっかりと伝えることは必要だと思います。

(委員) この条例の中には、町民とか、町外者っていう対象がありませんが、先ほど言った金額も含めて、町内に限定にしたらどうか。

(事務局) 寄付していただいた物を有効活用するために、貸出する条例改正を上げさせていただくことと、その安全面に関して規定を設けてやっていきます。ここで足りないものについては追記という形で記載するので条例改正するという事で御理解頂きたい。

(委員長) 運用も大変だと思うが、安全面が1番大切な部分だと思う。そこを町としてどう対応していくかが大切だと思います。

(事務局) 参考にしているところは浜松市で、ダムを使ってやっているところでカヌーとかボートを貸出しているところもあるので、そういったところを参考にさせていただいております。

(委員) 観光協会で今後やっていくと言った話はもうできなくなっちゃうので、海洋センターの方にお客さんを回して良いのか。

(事務局) 海洋センターでは、今まで通り教室は町内の方を基本に行います。それに加えてレンタルも行うということで、それ以外の教室は考えていません。

(委員) この金額で、役場がやったら観光協会では受けられないです。問い合わせのあった場合、海洋センターにお客さんを回してもいいのか。

(事務局) これは、あくまでも道具をレンタルするための金額です。教室となると一般の方のグループは海洋センターでは受けていません。

受けているのは、青少年教育が目的となっているため、ボーイスカウトや子ども会、高校の部活など青少年がメインとなって活動している団体に関しては、海洋センターで、パドルスポーツ教室として2時間くらいを目安に受けています。

一般のグループに関しては、これまでエコティを紹介していました。

(委員) それがここに条件として載っていないので聞いている。

(事務局) 観光協会で行う場合には、持っていない人に関しては、レンタル事業を利用して借りてもらって、観光協会のスタッフのもと、観光協会の料金で、教室を行っていただく。その

際には、観光協会のスタッフが、有資格者として海洋センターが行う事前講習を受けていただき、観光協会の有資格者の指導のもと、一般のグループの方への教室を開催していただく。

(委員) ここに、一般の人への貸出はできません。という条件があるのでしょ。

(事務局) この貸出しに関しては、町内の方も町外の方も一緒です。

(委員) 町内、町外でも一般の方は、体験教室を行う場合には、町内の方だったら海洋センターなのか。

(事務局) 町外者の方については、今までどおりエコティに関わる方々に体験教室をやってもらう形で考えており、海洋センターのほうに問合せがあれば、観光協会のほうに案内する。艇の貸出しは今まではやっていなかった。個人の艇を使っていたと思います。4月からはこの料金の貸出しができます。

(委員) やり方として、借りてやる場合もあれば今までのやり方でやることもできるのか。

(事務局) 例えば、観光協会が主催して、町外者向けの一般のカヌー体験教室をやるとなれば、スタッフが受講して資格を取ってもらえば、2,000 円で貸出しはすることは可能だと思います。個人的に借りたい場合であれば、その人に事前講習を受けていただき、艇の貸出しができます。

(委員) もし観光協会の特別なツアー等を体験したいという方は、そちらの料金に従って体験してもらうということですか。

(委員) 一般の人は駄目なのでしょ。一般の人が海洋センターへ申し込んでも駄目なのでしょう。

(事務局) 講習を受けた後ならレンタルで貸出しします。

(委員) 観光協会の職員が講習を受ければレンタルで借りることができますか。

(事務局) できます。観光協会が予約を受けた教室の参加者は受講しなくても借りられます。

(委員) 一般の人が海洋センターに直接予約して講習を受けられますか。

(事務局) 受けられます。講習を受けてからの貸出しになるので、一日余分になります。

(委員) 有資格者は、一般の人で講習を受けた人も有資格者になりますか。

(委員) これ、普通の傷害保険じゃなくてスクール側が入る年間数十万かかる保険のことを指していると思いますけども。1人だけ受けても駄目じゃないですか。

(事務局) 有資格者の有資格は、この3条の2行目の後半、海洋センターの指導員または日本レクリエーションカヌー協会、これと同等以上の受講したものが有資格者ということになりますので、この資格を持った人が有資格者になります。

(委員) 観光協会の職員は、この資格を取らないと体験会に艇を借りられないのですね。

(委員) 指導者と普通の借手と二本立てでちゃんとしたほうが分かりやすい。

(委員) 一般の方は受講して、保険に入って、レンタルして、ダムの申請をして初めて体験できる流れだね。

(委員) 有資格者の責務と、受講者の責務を規定に記載した方がよい。

(事務局) 第4条でも有資格と受講者の責務を分かりやすく整理します。

(委員長) 次の、16 ページ。川根本町文化会館条例の一部改正の説明をお願いします。

(事務局) 資料の16 ページを御覧ください。今回の一部改正の理由につきましては、条例の第10条におきまして、文化会館及びその附属の設備備品等の使用料は、別表第1及び第2号により明記をされているところでございます。

条例に明記されている別表第1、文化会館の施設の名称です。各部屋の名称になっていますが、第2研修室は貸出しができてない部屋になっており、現在は文化協会が使用している部屋になっています。以前は婦人の部屋という部屋があり、婦人会がなくなってからは第3和室という名称に変更して使用している状況でございます。

この条文の中では、その修正がされていない状況であり、利用に際し、利用が可能となるのが妥当という判断のもとに、条例の改正をします。別表第2につきましては文化会館に関連する備品等の使用の関係になります。こちらについても、使用できない備品も載っている状況であり、新しい備品も入ってきているので、改正を行って明確にするのが今回の条例改正の目的でございます。

この使用に当たっては、18ページ、の1番下段にあります備考に表に定めのない附属施設の使用料は、必要に応じ別に定めることとし、同様に別表第2につきましても、21ページの1番最後の備考の欄に、この表に定めのない設備備品等の使用料、使用料及び持込み使用料はこの表の類似する設備備品等の使用に準じて別に定めることができる。この解釈を持って、今まで対応してきている状況でございます。

本来であれば、条例に明記する使用料は、5年に1回程度の見直しをかけて、必要に応じて条例の使用料の見直しをするべきと考えております。

(委員長) 説明終わりました。何か御意見ありますか。

(事務局) この条例の使用料は、町の使用料規程が1番頭に条例があるものですから、それに準じて各施設で使用料を定めてというのが実情ですので、本来であれば、町が全体の公共施設の使用料については、例えば5年に1回見直しをするとか方向で検討するのも一つの方法なのかなと考えられます。事務的には、その都度やる部分があるのかもしれませんが、そうやっていくことによって、利用のしやすさとかにも結びつくのかなと思います。

(委員長) 条例ですので、もちろん議会のほうに上程するのですが、例えば部屋を使うとき、この部屋の使用料だけで、机とか椅子を使ったときに、それぞれいくらか書かれており分かりにくいので、整理したほうがいいと思います。

(事務局) この定め1番最後の解釈にのっとって今までやられてきていたのだと思います。

例えば5年に1回見直しをかけると入れるのか、必要に応じて別に定めるにするのか、条例改正しないで済む方法があれば簡便かと思います。

(事務局) 現状に合っていないというところで担当が改正ということを考えてくれたのですが、備考のところに、この定めないところはという文言で表現しています。条例の中で、先ほど18ページの8番のところにも附属施設等の使用料とか、備品等もということを備考に付け加えることでどうですか。

(委員長) 他の施設との整合性を考えると、あまりにも細かいと思った。

(委員) このように細かくしていることで、担当者が分かりやすいのだと思いました。

(委員長) これを条例に載せるかどうかというのが問題であって、別に定めることができるのであれば、しっかり管理しておけば、別にわざわざ条例に載せる必要はないと思います。

(事務局) 新規で購入すると毎回改正が必要になります。

(委員長) 条例の別表ではなくて、違う管理をしてもらえば、同じことだと思う。一々全部時間かけて条例改正するのは大変だと思う。

(委員長) 委員の皆さん他に御意見はよろしいですか、別表第2については、本日の意見として削

除していいでしょうか。

(委員) 異議なし

(委員長) 次に(4) その他について説明をお願いします。

(事務局) その他で、お手元のほうに、文化会館の今後のイベントの内容です。2月8日の日曜日のチラシと、2月21日映画会の上映、題名は幸せのパンという映画の上映会を開催する予定ですので、ぜひ皆様に御来場頂ければと思います。それ以外に生涯学習のつどのちらしも入っています。3月8日文化会館ホールで、読書感想文の表彰や、社会教育事業で参加された子供たちの発表、地区で行われた生涯学習の事業の発表を行いう予定です。この機会にぜひ皆さん来ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

第33回お茶の里ファミリーマラソンが2月22日の日曜日に開催されます。こちらはまだ募集しておりますので、御近所で走る方がいらしたら、御紹介頂きますよう、よろしくお願いいたします。距離は例年どおり3キロの部1キロの部5キロの部で開催をさせていただきます。

(委員長) 以上をもちまして、協議のほうは終了します。

閉 会

(事務局) ありがとうございました。以上をもちまして第2回の社会教育施設運営委員会を閉会いたします。本日はお忙しい中お集まり頂きましてありがとうございました。

上記に相違ないことを確認する。

川根本町社会教育施設運営委員会 委員長 前田 修児